

令和6年4月19日
茨城県保健医療部疾病対策課
課長補佐（総括）小川（内線 3231）
直通：029-301-3220

原子爆弾被爆者の葬祭料支払事務に係る申請書類の一部紛失事案について

原子爆弾被爆者（認定者）が死亡した際の葬祭料支給申請に係る、個人情報に記載された書類の一部を紛失する事案が発生しましたので、公表いたします。

関係者並びに県民の皆様の信頼を損ねる事案を起こしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、同様の事案が発生させないよう、再発防止に努めてまいります。

なお、本件に関しましては、申請者個人が特定されないことを前提に、申請者から公表の承諾をいただいておりますので、ご配慮をお願い申し上げます。

1 概要

(1) 経緯

令和6年1月18日	保健所で、死亡した被爆者の遺族からの申請を受付
2月2日	県庁（健康推進課）で申請書類を受け取り、決裁手続を開始
2月15日	書類一部不備のため決裁を保留し、申請書類は担当職員に差戻し
3月末	所管業務の移管（健康推進課 → 疾病対策課）に伴う事務室の移動作業
4月8日～	<ul style="list-style-type: none">健康推進課より疾病対策課に、事務処理が未完了である旨の連絡。疾病対策課で確認したところ、申請書類の一部が所在不明。複数職員で新旧事務室の検索を行ったが、書類は発見できなかった。 （3月末の事務室移動作業の際、誤ってシュレッダー処理した可能性が高い）

(2) 紛失した書類

葬祭料支給申請書（1名分）、死亡診断書（写）、住民票（除票）、口座振替依頼書

2 申請者への対応

支払の事務処理を再開するとともに、申請者に対して処理の遅延と申請書類紛失の謝罪を行う。
（電話連絡済。訪問日時について申請者と調整済。）

3 再発防止策

- 事務処理過程における関係書類の一時保管場所を統一し、進捗管理を徹底する。
また、事務処理完了までの進捗を複数の職員で確認できるよう、管理体制を見直す。
- 職員に対し、情報セキュリティポリシーの遵守と事案対応時の迅速な報告を改めて周知する。